第3回西表石垣国立公園(石垣地域)管理計画検討会議事要旨

■日 時: 平成 20 年 12 月 11 日 (木) 13:00~15:00

■場 所: 石垣市役所■参加者: 計 13 名

委員

池田 孝之 琉球大学工学部教授

前津 栄信 石垣市文化財審議会委員長

遠藤 義夫 (社)日本造園建設業協会街路樹剪定士指導員

宮良 雅夫 石垣市自治公民館連絡協議会会長

関係機関

比嘉 津也子 沖縄県文化環境部自然保護課主査

通事 安憲 沖縄県八重山支庁総務·観光振興課課長

宮城 理 沖縄県八重山支庁土木建築課班長

豊里 好文 石垣市企画部企画調整室係長

名嘉 昇 石垣市都市建設部都市建設課係長

大浜 義明 石垣市農林水産部農政経済課課長【欠席】

並里 敏一 石垣市観光協会副会長 大原 正啓 石垣市商工会会長【欠席】

環境省

山本 麻衣 那覇自然環境事務所国立公園企画官 笹渕 紘平 那覇自然環境事務所自然保護官 田村 努 石垣自然保護官事務所自然保護官

■議事次第:下記のとおり

検討会(13:00~15:00)

開会

挨 拶 (環境省那覇自然環境事務所国立公園企画官)

議事

- (1) 西表石垣国立公園(石垣地域)管理計画について
 - 素案について
- (2) その他

出席者紹介

・今後のスケジュールについて

■議事概要:以下のとおり

開会・挨拶

那覇自然環境事務所山本国立公園企画官より開会のあいさつ。

「管理計画素案」について 説明<環境省(田村、笹渕)> P.9 までの内容で質疑応答

〇通事氏 (八重山支庁)

沖縄県では名蔵地域や宮良川地域の土地開発事業において、勾配修正を行っている。石垣島の周辺海域の普通地域、海中公園地区に赤土が流出するとサンゴに与える影響が非常に大きいため、管理計画ではもっと踏み込んだ内容を書くべきではないか。赤土流出の防止に努めるという表現では弱い。

→環境省(田村)

赤土流出対策についてはどこまで踏み込んだ内容を書けるか検討するが、沖縄県の条例 や石西礁湖自然再生と並びを揃えるような表現となると考える。

〇通事氏 (八重山支庁)

海岸景観タイプの利用に関する事項では周遊観光だけでなく、地域の振興にもつながるような体験・滞在的な利用についても推進していくべきではないか。

→環境省(田村)

確かに、国立公園に体験利用を促進する場所があってもよいとは考えているが、滞在型利用の推進、特に施設に係るものについては国立公園内でなくても十分に活用できる場所があると考えている。本件については、観光促進との関係もあるため、石垣市とも話し合いながら可能な限り検討していきたい。

〇通事氏 (八重山支庁)

宮良川のマングローブは、なぜ国立公園に入れなかったのか。カヌー等の利用があり自然環境も豊かである。マングローブの規模としては吹通川と変わらないと考えられる。

→環境省(山本)

当時の検討経緯を調べてみないと分からないが、おそらくマングローブの規模が小さかったことに加え、周りの環境が開発されていたためではないか。公園区域は概ね 5 年ごとに見直しを行っているので、またその時に考えたい。

→石垣市(豊里氏)

民有地との境界がハッキリしていないことと、このマングローブ周りに人工物が多いため指定されなかったのではないかと考える。国立公園指定当時の担当だったが、公園計画案の検討当初より宮良川についてはあまり話題に挙がらなかった。

→池田委員

今回の管理計画の中で関連した記述ができないか。

→環境省(山本)

今回は国立公園に指定されている範囲だけを対象にしたい。宮良川については次回の見直し以降に考えたい。

→宮良委員

宮良川が指定されていないことについて、規模か小さいとの話があったが、全国と比較 したときにどの程度の面積が必要という基準があるのか。

→環境省(山本)

国立公園全体の面積基準はあるが、マングローブ林は何 ha 以上必要といった個別の環境のまとまり毎に面積基準があるわけではない。基本的には日本を代表する自然景観を国立公園に指定する。吹通川の場合、周辺環境も含めた雄大さが評価されて区域に入っている。

宮良川については、どういう経緯で指定されていなかったのかは、調べないとわからないが、面積用件に足りていないという理由ではない。

→前津委員

宮良川は国指定の天然記念物に指定されているが、区域がはっきりしない。文化財審議会で、橋のすぐ下に建った住宅が問題になった。川の中まで民有地になっている。国、県、市に確認しても区域が分からない。問題ではないかと言っているが未だに解決しない。

また、宮良川を保護しながら活用できないか。宮良小学校では20数年間川下りの授業をしていた。それを参考に宮良川観光などの事業者が事業を始めた。自然を活用することは望ましい。一方で、規制すべきは規制していく必要がある。そのためにも、規制の内容(区域等)がはっきりと分かる資料が必要である。

→池田委員

宮良川は石垣市の風景計画の対象区域にはなっているはず。施設等を建てる場合は風景 条例に基づき届出が必要になる。

→名嘉氏 (石垣市)

ヒルギの河口・湿地地区に区分されている。景観形成基準では建築物の高さは7mとなっている。建築物等の建設を止めることは難しいが、風景計画の緩やかな規制の中で誘導していきたい。

〇通事氏 (八重山支庁)

風景計画には赤土流出に関する規制はあるか。

→名嘉氏 (石垣市)

風景を対象としているため、赤土流出に関する規制はない。

→通事氏(八重山支庁)

急いで対策をしないと年々自然の質が損なわれていく。そのため自然公園法の規制は石

垣島の大きな資産、財産になってくるのではないか。国立公園の次回の見直しまでに何ら かの対策等を練ってもらいたい。

→池田委員

このような、区域の周辺や、関連する事項については P. 21 のその他の事項に書くことはできないか。

→環境省(山本)

周囲との協力関係については考えていかなければならない。記載方法については検討させていただきたい。

全体通して質疑応答

〇池田委員

石垣市の風景計画と関わりが強いが、石垣市との事前調整をした上での素案か。

→環境省(田村、山本)

手続等のより具体的なことはこれから詰めていく。今回の案は風景計画の基準に合わせるという原則に基づいて作成した。現段階では風景計画の基準をそのまま盛り込んでおり、風景計画を尊重しているものである。

〇石垣市 (名嘉氏)

P. 10 の※は例外規定とのことだが、ここに書いてある内容は風景計画と同じではないか。

→環境省(笹渕、山本)

※は例外規定として追加しているというよりは、解説といった方が正しい。風景計画の解釈と齟齬がないように、前回の検討会での議論を踏まえて記述した。

→池田委員

環境省の担当が迷わないように、「原則」という内容を明記していると解釈してよいか。 また、できるだけ石垣市との齟齬がないように文章化しているということでよいか。

→環境省(山本)

担当はもちろん申請者側が迷わないようにということもある。

〇遠藤委員

P.12 の表土を活用する方法について、新石垣空港の法面緑化は表土を使い、そこにチガヤの苗を植え付けているが、赤土流出防止は難しい。

表土により植物が発芽する箇所と発芽しない箇所がはっきりしている。発芽しない箇所はまったく発芽しない。表土を使う場合には、発芽しなかった場合どうするかなど、その後の対策が重要である。

また、地元の植物使うことについては、コスト高く付くという問題と、量の確保難しい という問題がある。従来の吹きつけに比べるとかなり難しい。

10 年ぐらい前に西表の道路吹きつけをやった際に、周辺の樹木の種子を植えたことがある。まったくの外来種を巻くよりはその場所に溶け込んだので、結果はよかったと思う。

→環境省(笹渕)

ご指摘の内容はこちらからも相談したいと思っていたことである。次回までにアドバイスをいただきながら内容を修正していきたい。

〇池田委員

種子を用いない工法についても、回復に時間がかかるということもあり、事務局で悩ん でいるようだが、一般的な緑化方法はどのようなものか。

→遠藤委員

種子吹きつけが原則。そのうち周りから種が飛んできて、周りの風景と一緒になるだろうという考えで行っている。しかし、実際には吹きつけをした場所の風景は全然違っている場合が多く、10年20年建ってもそこだけは自然を壊したことがわかる。そのため、周りの樹木の種子を用いる方法が増えている。

→池田委員

種子を用いないと明記すると実際の事業者からかなり抵抗がでるのではないか

→遠藤委員

自生種が侵入すればよいが、実際にはギンネムなど、望ましくない強力な外来種が入ってくる。牧草などの強力な外来種が入ってくる場合が多く、風景を壊す可能性高い。

→環境省(笹渕)

手法が確立しているわけではないが、そのなかでも先ほど紹介していただいた周辺の樹木の種子を混ぜて吹きつけをする方法がよいということか。

→遠藤委員

設計段階で設計者がどういう考えを持つかによって変わる。新石垣空港はすべて石垣にある植物を使い、外からは入れない方針である。具体的には、ツルゲシバ、オキナワミチシバ、チガヤの3種を使っている。

〇通事氏 (八重山支庁)

工作物の設置について、石垣市風景計画との整合を図るとあるが、同じ国立公園内にもかかわらず西表と石垣で基準が異なることになる。他地域にもこのような事例はあるのか。

→環境省(山本)

他の地域は基本的に一律 13m で、逆に基準をゆるめているところはあるが、上限値を下 げているところはないのではないか。

ただ、景観法の目玉は地域の考えている景観の考えを自然公園法の中に取り入れるとい

うこと。地域で考える基準を尊重するということで調整規定が設けられている。

石垣市から協議をしていただき、環境省が合意をするという手続きをとれば、西表と石垣で基準が異なることは問題ない。西表は全国基準で、石垣は景観法に基づく協議を経た基準となる。そのためにも、管理計画に風景計画の景観形成基準を書くだけでは不十分で、法律的に担保するには協議が必要。

〇比嘉氏 (沖縄県)

原則 7m 以下とのことだが、原則を超えた場合の上限はあるのか。

→名嘉氏 (石垣市)

上限はないが、周辺景観に配慮してという基準となっている。景観審議会、公聴会を通 して総合的に判断することになる。極端に 7m を超えることはない。

→池田委員

私も審議会委員になっているが、原則 7m 以下が基本となっている。周辺景観に配慮した ものについて例外的に認めることになるが、そのためには審議会委員を納得させないとい けないので大幅に超えることはない。

〇通事氏 (八重山支庁)

7mの根拠は何か。

→環境省(山本)

自然公園法の場合、13mという基準は一般的な樹木の高さを根拠にしている。

〇豊里氏 (石垣市)

P.15 の汚水、廃水の排出について、周辺から海中公園地区内に流れ込む場合について規制はできるのか。たとえば白保では民有地が多いので、そこからの排出が海中公園地区に影響を与える恐れはあるのでは。

→環境省(山本)

施設自体が国立公園区域内になくても、その施設から海中公園地区に直接排出する場合には規制がかかる。しかし、海中公園地区内に直接排出しない場合についてはおそらく難しい。

→池田委員

水質の基準もチェックするのか。

→環境省(笹渕)

水質の具体的な基準までは盛り込まない。

〇遠藤委員

P. 89 の高さの基準では、「当該建築物が、良好な景観の形成のための方針に則り、かつ、

周辺の自然風景と調和するように工夫された場合はその限りではない。」と書かれているので、これをそのまま書けばよいのでは。

〇通事氏 (八重山支庁)

風景計画で届出を受理した後はどのような回答するのか。また、審議会には諮問しないのか。風致景観のとらえ方は個人個人で異なるため、受理した担当段階でなくきちんと審議会で意見を聞く必要がある。

→名嘉氏 (石垣市)

景観形成基準に適合していれば適合通知を出す。基準に合っていなければ不適合の通知 を出して指導をする。指導に従わなければ勧告を出す。審議会には諮問する。

→通事氏(八重山支庁)

勧告に従わない場合はどうするのか。

→池田委員

勧告に従わない場合は裁判にかけることも可能。景観法では罰則規定も設けることも可能だったが、石垣市は設けていない。市民との協力関係であまり厳しくはやらない形でスタートしている。

→通事氏 (八重山支庁)

やはり自然公園法が頼みになる。

→池田委員

自然公園法は許可制だから、届出勧告制よりは規制が強い。

〇池田委員

P. 20 で緑化に使用するのに望ましい樹木を上げているが、在来種にしたいと考えている にも関わらず、こちらの表には外来種も挙がっている。おそらく、昔から入っているもの とかだろう。現在は仮の表なので何かアドバイスがあればいただきたい。

→環境省(笹渕)

現在の表は風景計画 P.87 に載っているものをリストアップした。

→遠藤委員

緑化計画を立てるときに、一番気になるのはどういう樹種を入れるかということである。 造園業はどういう樹木を生産するかを考える必要があるが、長いものでは 10 年 20 年畑で 作るので、工事が発注された時点で生産を始めては間に合わない。生産の段階でどういう 樹種に需要があるのか分からないと、いきなり発注されても緑化の材料がないということ になる。ここに掲げる表はあくまでも参考ということにしていただきたい。

また、植栽計画を立てるにも、市と県で異なり、さらに課によって担当が異なり、それ ぞれが別々に設計しており横の連絡がない。共通して、こういう植物が石垣ではふさわし いということを発注機関にある程度周知しておくことが大切である。

→池田委員

緑化植物を限定するのは難しいが、環境省が参考としてこの管理計画に示していくのは 重要な役割ではないか。

→遠藤委員

P.9 の共通項目で「生態系に悪影響を及ぼす恐れの多い移入植物」という記述があるが、 このような植物についても具体的に示してもらえれば、これを避けて生産したり、植栽計 画に入れないという対応ができる。生産者と設計者にある程度こうした情報を伝えて欲し い。

〇通事氏 (八重山支庁)

P. 12, 17 の交通安全柵について、安全上目立つ色がいいのではないか。また、ペンキ塗りよりは擬木にしてはどうか。公園事業は認可行為なので、重みを持たせた方がよい。

→環境省(山本)

擬木については、コスト、強度、見た目について問題があると考えられる。擬木の評価は分かれており、最近の自然公園では使わなくなっている。本物の木が一番いいが、単に色に気を付けた方が擬木よりもよいという流れもある。はっきりと擬木がいいと書くのは難しい。

安全上の問題を考えれば白がよいとのことだが、他の国立公園でも焦げ茶のガードレールを導入しているため、安全上も問題ないのではないか。統計的なデータはないが。

→通事氏 (八重山支庁)

北海道のような国立公園ならば焦げ茶でいいが、南国の沖縄ではパッとした明るい色を 取り入れてもいいのではないか。地域の個性を出すためには、石垣島らしさのある目立つ 色に統一してもいいのではないか。焦げ茶色では、全国一律の基準をいれているようなも のだ。

〇通事氏 (八重山支庁)

P.14 の屋根、壁面の色彩変更について、赤瓦葺きとあるが、赤瓦は石垣島で生産していない。沖縄本島から取り寄せることになるが、コストが高い。八重山らしさを出すのはいいが、指導に従うところがあるのか

→環境省(笹渕)

可能な限り対応していただくようお願いする。

〇池田委員

石垣市の風景計画でも、建築物の建築に伴う場合以外の壁面等の塗り替えは届出必要か。

→通事氏(八重山支庁)

壁面の色彩変更については、個人の住宅で壁の一部を塗り替えるだけで申請が必要にな

るのか。

→池田委員

戸の一部を塗り替える場合などの軽微な場合は必要ないのではないか。

〇前津委員

P.5 の特定植物群落や希少野生動植物種の生育地等自然環境保全上重要な地域とは具体的にはどこか。それがわからないと厳正に保護することもできない。

→環境省(笹渕)

以前にお配りした報告書に特定植物群落等の位置を示した図面を載せている。

〇宮良委員

屋根の勾配について、4~5寸という表現は古い。m(メートル)の方がよいのでは。

→池田委員

屋根の勾配については%で併記するのがよいかもしれない。

その他会議中に確認された事項

- ・次回の検討会は平成21年2月6日に開催する方向となった。
- ・会議の時間帯はもう少し遅い時間がよいとの要望があったため、次回は15時前後開始で調整する。
- ・管理計画は必要があれば見直しもできると回答。